

平成29年度 東部保健所・国東保健部行動計画

I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」(東部保健所)

- 働き盛りの青壮年期世代の方々に対して、健康経営の取組の支援を通じて健康づくりを推進します。併せて、健康づくりのための環境整備を支援します。
- 地域の健康課題解決に向けて、市町と連携して対策を推進していきます。

I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」(国東保健部)

- 健康経営事業所への支援等、働き盛りの方々に対する健康づくりを推進します。
- 健康づくりの推進のため管内市村と協働して取り組みます。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携」(東部保健所)

- 各市町における医療介護連携の取り組みを支援するとともに、必要に応じて広域的な事業調整を行います。
- 看護職をはじめ在宅医療を支える関係者の資質向上と人材育成に努めます。
- がん患者や精神障がい者等が、住み慣れた地域に戻れたり療養生活を送れるような社会システムの構築を推進します。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携」(国東保健部)

- 国東市が推進する在宅医療・介護医療連携推進事業を支援します。
- 看護職等在宅医療を支える関係者の資質向上と連携強化に努めます。

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実（東部保健所・国東保健部）

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、健康危機管理連絡会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化します。
- 大規模災害の発生に備え、保健所の初動体制を見直すとともに、発災時の地域における健康危機管理コーディネート体制について関係者と協議・検討します。
- 社会福祉施設や医療機関における感染症対策向上を目指した研修会の実施とともに、地域における感染対策連携促進のためのネットワークの強化を図ります。
- 食品に起因する健康被害の発生を防止します。

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進（東部保健所・国東保健部）

- 地域の環境保全団体等で構成する環境保全ネットワークを構築するとともに環境教育を推進します。
- 事業場排水や生活排水の対策を推進します。
- 巡回監視やスカイパトロール等により産業廃棄物の適正処理を推進します。

I - ① 健康寿命日本一に向けた取組 「健康づくりの推進」

現状と課題

- ・大分県では、「安心・活力・発展プラン2015」において、県民の生活の質の向上、持続可能な社会の構築のため、「健康寿命日本一の実現」を目標に掲げている。
健康寿命の延伸のためには、県民自らが生活習慣病の発症予防と重症化予防のための行動を実行に移すと同時に、社会全体で健康を守り、支える社会環境づくりを進めることが必要である。
- ・働き盛り世代の生活習慣病発症予防や重症化進展防止を目的に、平成26年度から「働き盛りの健康づくり事業～ヘルシーカンパニー BEPPU(HKB)～」事業を推進した結果、従業員の健康づくりに取り組む「健康経営事業所」が大幅に増加した。
今後は、各事業所の健康経営の取組が継続、充実していくため、関係機関と連携した支援が必要である。
- ・健康を守り、支える社会環境の整備にむけて、健康づくりを支援する企業、団体を発掘し、連携して対策を進めていく必要がある。
- ・平成28年度実施の「地域の健康課題見える化促進事業」で明らかになった地域の健康課題解決に向けて、管内市町と連携し、働き盛り世代の健康づくりを推進していく必要がある。



【平成29年度 重点的に取り組む地域の健康課題】別府市…がん検診受診率の向上 杵築市…歯科口腔保健対策 日出町…減塩対策

保健所が実施すべき対策

1 健康経営事業所拡大事業

(1) 未登録事業所対策

・商工会議所、商工会等と連携した「健康経営」の周知

(2) 登録事業所への支援

・健康情報の定期提供及び事業所訪問等によるニーズの把握と支援
・健康経営事業所連絡会の開催

(3) 社会環境整備に向けた関係機関との連携

・「地域・職域連携会議」「東部圏域健康寿命日本一おおい推進会議」の開催
・「うま塩メニュー提供店」、「健康応援団(受動喫煙部門、食の環境整備部門)」、
「健康寿命日本一おうえん企業」の拡大、活用促進

2 大分県地域健康課題対策推進事業

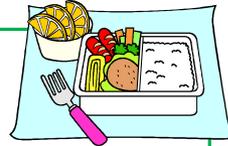
(1) 地域の健康課題を踏まえた働き盛り世代への働きかけ

・別府市内の健康経営事業所…別府市と連携したがん検診の受診勧奨
・杵築市内の健康経営事業所…歯科口腔ケア対策の推進
・日出町内の健康経営事業所…減塩の推進に向けた啓発及び環境整備

(2) 地域の健康課題解決に向けた市町との連携、支援

・保健事業連絡会等を活用した、市町との連携、支援

3 圏域版「生涯健康県おおい21」計画の策定



目標指標

1 健康経営事業所拡大事業

(1) 生涯健康県おおい21推進協力事業所(健康経営推進部門)登録数の増加
122事業所(H28年度)→150事業所(H29年度)

(2) 健康経営認定事業所数の増加
29事業所(H28年度)→35事業所(H29年度)

(3) うま塩メニュー提供店の増加
17カ所(H28年度)→22カ所(H29年度)

2 大分県地域健康課題対策推進事業

(1) 別府市のがん検診対策推進のための連絡会等の開催

(2) 杵築市内の健康経営事業所のうち、歯科口腔ケア対策の取組を行う事業所数 10事業所

(3) 日出町内の健康経営事業所のうち、減塩の取組を行う事業所数 5事業所

I - ① 健康寿命日本一に向けた取組

「健康づくりの推進」

現状と課題

- ・国東保健部管内では、平成26年度から国東地域における地域職域連携推進会議を設置し、働き盛り世代の健康づくりについて検討を行っている。そして、平成27年度に保健部と国東市で健康経営登録事業所へ訪問し、事業所の健康課題を把握した。平成28年度からは国東市との協働による健康寿命延伸企画会議を立ち上げ、事業の企画、運営、評価を行いながら、健康経営登録事業所支援、新たな登録事業所の拡大に向けた取組等実施してきた。今後も、国東市との協働による支援をベースに、働き盛り世代の健康づくりの推進を行っていく必要がある。
- また、健康づくりを効果的に推進するために、各市村や関係機関(県他部局等)との協働した取組の推進が必要である。
- ・平成28年度に実施した地域の健康課題みえる化促進事業の結果からBMI25以上の者の割合が国東市ワースト2位、姫島村ワースト1位と肥満が喫緊の課題であり、社会環境の整備などの対策が必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 健康経営事業所、健康経営登録事業所への支援
 - (1)メール等による健康情報の提供
 - ・健康経営サポートニュース、健康応援メニュー(市と保健部共同で作成)、市や県他部門からの健康に関する情報
 - (2)事業所個別支援
 - ・市、保健部保健師による事業所訪問、健康応援メニューの実施
 - ・市長激励訪問
- 2 新たな登録事業所の拡大に向けた取組
 - ・各関係機関との連携により、あらゆる機会に情報提供
- 3 健康づくりの推進における市村との協働、支援
 - (1)健康寿命延伸企画会議の開催
 - ・事業の企画、運営、評価
 - ・健康応援メニューのリニューアル
 - (2)市各種会議や大会(健康づくり推進会議、各課連携会議、健康づくり事業、健康づくり推進大会)との連動
 - (3)健康寿命延伸月間の取組
- 4 関係機関との会議の開催
- 5 地域の健康課題対策推進事業「ヘルシー弁当提供事業」の実施

目標指標

- 1 健康経営事業所認定
4カ所(H28年度)→5カ所(H29年度)
- 2 生涯健康県おおいた21推進協力事業所(健康経営推進部門)登録数の増加
21カ所(H28年度)→24カ所(H29年度)
- 3 歩いて健康No1決定戦への参加者数の増加
187人(H28年度)→200人(H29年度)
- 4 (1)地域職域連携推進会議の開催(年2回)
(2)東部圏域健康寿命日本一おおいた推進会議の開催(年2回)
- 5 ヘルシー弁当提供店舗 2店舗

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携」

現状と課題

- ・東部圏域は5市町村と自治体数が多く、医療・介護連携事業も各々の市町村で介護保険事業として実施されることから、圏域に共通する課題等を共有し、取り組みの充実を図るためにも、それぞれの取組について情報共有や意見交換を図る場の設定が必要である。
- ・横のつながりを確保するためには保健所によるイニシアチブが必要であり、広域的な調整を果たすことが求められている。
- ・また、在宅医療の推進にあたっては、保健所としても関係する多職種へのスキルアップを支援していく独自の対策が必要である。
- ・疾患により在宅移行が困難でも、住み慣れた地域に戻ることができ、住み慣れた地域で療養生活を可能な限り送れるような社会システムの構築を推進していく必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 管内市町の医療介護連携事業への支援
 - ・関係者の広域調整ができる場の設置
 - ・入退院時の情報共有ルールへのモニタリング
 - ・各市町が実施する各種会議、研修会等への参画
- 2 看護職員等の資質向上と連携強化の推進
 - ・地域包括ケアシステムを構築するための関係職種による連携会議及び各種研修の開催
- 3 がん患者及び精神障がい者、難病患者の在宅療養を支えるための支援体制の推進
 - ・安心して在宅療養できるための体制整備に向けた支援者等の連携会議及び各種研修の開催

目標指標

- 1 東部圏域在宅医療推進会議の開催(年1回)
東部圏域在宅医療・介護連携担当者会議の開催(年3回)
各市町が設置する在宅医療推進協議会等への参加(随時)
- 2 看護ネットワーク推進会議(別府・杵築速見の各地域で年6回)
介護施設等看護職員サポート会議(年1回)
看護職員等相互研修(年2クール)
- 3 (1)がん対策
 - ①がんサロンへの支援回数(年8回)
 - ②がんサロンネットワーク会議の開催(年2回)
 (2)精神障がい者対策
 - ①地域移行支援協議会の開催(年1回)
 - ②地域移行支援実務者会議の開催(年1回)
 - ③地域移行支援研修会の開催(年1回)
 - ④精神科病院連絡会の開催(年1回)
 - ⑤精神科医療機関看護職交流会の開催(年1回)
 (3)難病患者対策
 - ①難病対策地域協議会の開催(年1回)

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携」

現状と課題

- ・国東市は、在宅医療の推進に向けて、平成25年度に発足した国東市在宅医療介護連携推進運営会議を基盤として体制整備を先進的に進めている。くにさき地域包括ケア推進会議(通称:ホットネット)が作成した「くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアル(連絡票を含む)」等の関係者への周知と活用の促進を行い連携体制が定着してきた。
在宅医療介護連携推進事業における3つの部会がテーマに沿って協議を重ね、普及啓発用DVDやちらしの作成、摂食嚥下機能の評価、訓練方法の検討、在宅版総合記録シートの作成等を進めている。各々で役割分担、検討をすることで多職種の連携強化の場ともなっている。現時点で普及啓発用ちらしとスライドが完成し、高齢者サロン等での講話を実施している。また、摂食嚥下機能支援は現在試行中であり、在宅版総合記録シートの活用については平成29年度試行予定となっている。
- ・今後も、運営会議を基盤とした関係者による協働の取組をさらに強化していくための継続した支援が必要である。
また、在宅医療・介護連携体制整備における看護職員等関係者の資質の向上にむけた取組が引き続き必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市村への支援
 - (1)国東市在宅医療・介護連携推進事業への支援
 - ・事務局会議・運営会議・作業班会議・各事業への参画
 - (2)くにさき地域包括ケア推進会議への支援
 - ・事務局会議・くにさき地域包括ケア推進会議への参画
 - (3)国東市地域ケア会議への参加
- 2 関係機関との連携強化と各職種の資質向上
 - (1)看護の地域ネットワーク推進事業の実施
 - ・医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験研修の実施

目標指標

- 1 (1)国東市在宅医療連携推進運営会議への参加 (年3回)
(2)くにさき地域包括ケア推進会議への参加 (月1回)
(3)地域ケア会議への参加 (年6回)
- 2 (1)看護ネットワーク推進会議の開催 (年6回)
(2)医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験研修の開催 (年1回 概ね2ヶ月間)

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

- ・世界各地ではMERSやデング熱、ジカ熱、鳥インフルエンザなどの感染症が発生しており、さらに昨年度は熊本地震の発生を契機に南海トラフ地震等の大規模地震災害を想定した更なる現実的な体制整備が求められるなど、住民の脅威となる健康危機管理事案への対策は喫緊の課題である。各種事案へ迅速かつ的確に対応するためには、平時から関係機関との情報共有と連携体制の整備を確実にしておくことが重要である。
- ・感染症対策に係る研修、情報提供の継続により、医療機関からの施設・院内感染事案に関する相談・報告が行われるようになったが、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生件数は増加し、感染拡大後の報告も見受けられた。発生時は言うまでもなく平常時から感染対策の充実強化を継続して図る必要がある。
- ・「おんせん県おおいた」の顔である別府には多くの旅行者が来訪しており、地域を代表する食品提供施設(ホテル、旅館等)の食中毒防止対策等安全性の確保に引き続き万全を期す必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 新型インフルエンザや新興・再興感染症対策
 - ・関係機関との情報共有・連携体制の確認
 - ・発生を想定した各種シミュレーションの実施
- 2 大規模災害発生時の健康危機管理体制の充実
 - ・管内における災害医療コーディネート体制の整備
 - ・熊本地震を教訓とした災害時の所内初動体制の再検討
- 3 社会福祉施設等における集団感染防止対策
 - ・社会福祉施設(高齢者、障がい者、保育所)、医療機関等における感染防止対策の徹底
 - ・感染対策地域ネットワークの強化に向けた支援
 - ・関係機関への健康危機管理情報の提供
- 4 食品による健康被害防止対策
 - ・ホテル・旅館等の自主衛生対策の推進
 - ・出前講習会の実施
 - ・HACCPの考え方による工程管理指導

目標指標

- 1 (1)健康危機管理連絡会議の開催(年1回)
(2)新型インフルエンザ等を想定した患者移送訓練の実施(年1回)
(3)広域災害救急医療システム(EMIS)の入力訓練(年1回)
(4)振興局と協働した鳥インフルエンザ防疫演習の実施(年1回)
(5)関係職員に対する防護服の着脱訓練(年1回)
- 2 (1)地域災害医療対策会議(仮称)設置の検討・関係者との意見調整
(2)災害時アクションカードの整備
- 3 (1)感染症対策研修会の開催(年3回、参加機関80カ所)
(ノロウイルス感染症防止対策及び吐物処理シミュレーション)
(2)感染対策地域ネットワーク連絡会の開催(年2回)
(3)病院内結核研修会の開催(年1回以上)
(4)医療機関立入検査時の指導等実施施設数(63カ所)
(5)i-Fax等を活用したタイムリーで効果的な情報発信(適宜)
- 4 (1)ホテル旅館の監視指導件数(30件)
(2)出前講習会の件数(50件)
(3)HACCPの考え方による工程管理指導施設数(10件)

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- ・環境保全団体や行政機関等で構成する環境保全ネットワーク「地域連絡会」において、別杵速見及び国東地域(以下、当該地域という。)における環境保全活動の地域課題として、担い手不足やネットワークづくりの必要性等が挙げられた。今後も、「地域連絡会」を活用してネットワークづくりを進めるとともに、環境教育を通じて将来の担い手を育成していく必要がある。
- ・当該地域は観光施設をはじめとする大規模な事業場が多く、これらから排出される水が、公共用水域の水質悪化を引き起こすことのないよう継続的な監視が求められている。
- ・当該地域の生活排水処理率は、73.3%とほぼ県内平均レベルであるものの、全国平均(89.9%)より低く、生活排水対策を推進する必要がある。下水道が整備されていない区域において浄化槽の設置は有効であるが、浄化槽からの放流水質を良好に保つためには、浄化槽管理者が保守点検や清掃を適正に行い、法定検査を受検する必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄や不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあり、事業者等に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付の徹底や廃棄物の保管状況について指導していく必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 「地域連絡会」の開催によるネットワークづくりの促進
- 2 環境教育アドバイザーの派遣による環境教育の推進
- 3 事業場排水対策の推進
 - ・立入検査計画に基づく監視・指導
- 4 生活排水対策の推進
 - ・浄化槽の適正管理及び法定検査の受検指導
- 5 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・巡回監視による産業廃棄物管理票交付の徹底や、スカイパロールの実施等による廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の強化

目標指標

- 1 「地域連絡会」の開催回数(東部及び国東地区で各1回)
- 2 環境教育アドバイザーの派遣回数(年15回)
- 3 立入計画に対する事業場排水監視・指導実施率(100%)
- 4 (1)指定検査機関から通報を受けた浄化槽法定検査未受検者に対する受検啓発文書の発送(100%)
(2)不適正判定浄化槽に対する文書指導(100%)
- 5 産業廃棄物処理施設への立入調査、指導(管内全処理施設)